

◇求職者支援訓練 平成 29 年 10 月～12 月開始コースの定員等について

青森労働局職業安定部

1. 定員（計画数）について

- (1) 平成 29 年 10 月～12 月に開始する青森県内の求職者支援訓練の定員（計画数）は、下表のとおりとなります。
- (2) 1 コースあたりの認定定員は 20 人を上限とします。
- (3) 計画数を超える申請があった場合は、過去の実績等により実施機関を選定いたします。

訓練コース	定員（計画数）（青森県全域）
基礎コース	165 人
実践コース	160 人
介護系	40 人
地域優先枠：青森地域	20 人
地域優先枠：南部地域	20 人
地域優先枠：津軽地域	0 人
医療事務系	20 人
地域優先枠：南部地域	20 人
情報系	0 人
その他の分野	100 人
合 計	325 人

※表中の各地域については、以下の公共職業安定所の管轄地域となります。

下北地域は、むつ公共職業安定所

青森地域は、青森公共職業安定所

南部地域は、八戸、三沢、十和田、野辺地公共職業安定所

津軽地域は、弘前、五所川原、黒石公共職業安定所

※実践コースの地域優先枠は、認定申請がない場合には他の地域での活用が可能です。

2. 新規参入枠について

計画数に対して、新規参入枠は次のとおりとなります。

基礎コース 20%

実践コース 20%（実践コース全体）

ただし、15 名に満たない場合は 15 名に切り上げることとします。

3. 受付期間について

平成29年7月3日(月)から7月14日(金)まで

(受付時間：午前9時～午後16時 ※ただし7月14日(金)は14時まで)

(独) 高齢・障害・求職者雇用支援機構青森支部 求職者支援課(青森市中央3丁目20-2
電話017-777-1234)で行います。

受付期間内で申請書の記載漏れや添付書類の不足がないことがないようご注意願います。

5. 認定定員枠の活用について

(1) 認定申請数が少ないことにより、実践コースにおいて設定された訓練分野(介護系、医療事務系、
情報系)に余剰定員が発生した場合は、「その他の分野」に余剰定員を振り替えます。

(2) 新規枠で認定枠以上の認定申請があり、実績枠で余剰定員がいる場合は、新規枠へ余剰定員を振
り替えます。(基礎コース、実践コース間での余剰定員の振り替えは行ないません)